

# 新型コロナウイルス感染症 学校・企業などの疫学調査

\*医療機関の調査は別資料

東京都看護協会 危機管理室

新型コロナウイルス対策プロジェクト アドバイザー

堀 成美

# 調査の目的

- 1番最初の症例からの広がり（3次感染・4次感染）を止める  
2次感染した可能性がある人（濃厚接触者）の検査・隔離  
を行う  
→濃厚接触者は誰か？を学校・企業とともに同定する
- 今後役に立てるための分析・資料の作成

調査は関係者の協力があることでできることなので、その目的や手順、個人情報保護についてていねいなコミュニケーションが必要。

# 調査のポイント

- 1番最初の症例からの広がり（3次感染・4次感染）を止める  
2次感染した可能性がある人（濃厚接触者）の検査・隔離

新型コロナウイルスは、発症前から他の人に感染するので、1例把握した時点ではすでに他の人に2次感染が起きている状況。

2次感染を早く把握することで、その後の広がりを抑える。

# コミュニケーションのポイント

●保健所の活動は、区民・市民の健康、企業や学校の事業が滞りなく安全に行えることを支援すること

●調査は支援の一環であり、落ち度や悪いことを探すためのものではないことを理解していただく

●調査開始から終わりまで、アウトブレイク終息まで共に頑張ることを伝える

調査を受ける側は「初めて」のことで、何をされるのか不安もある。個人情報はどう扱われるのか不安を抱いている人もいるので、不安を軽減するための声かけを積極的に行う。

アウトブレイク調査とは  
何がわかるのか  
何に役立つのか

新型コロナウイルス感染症対策分科会（第4回）

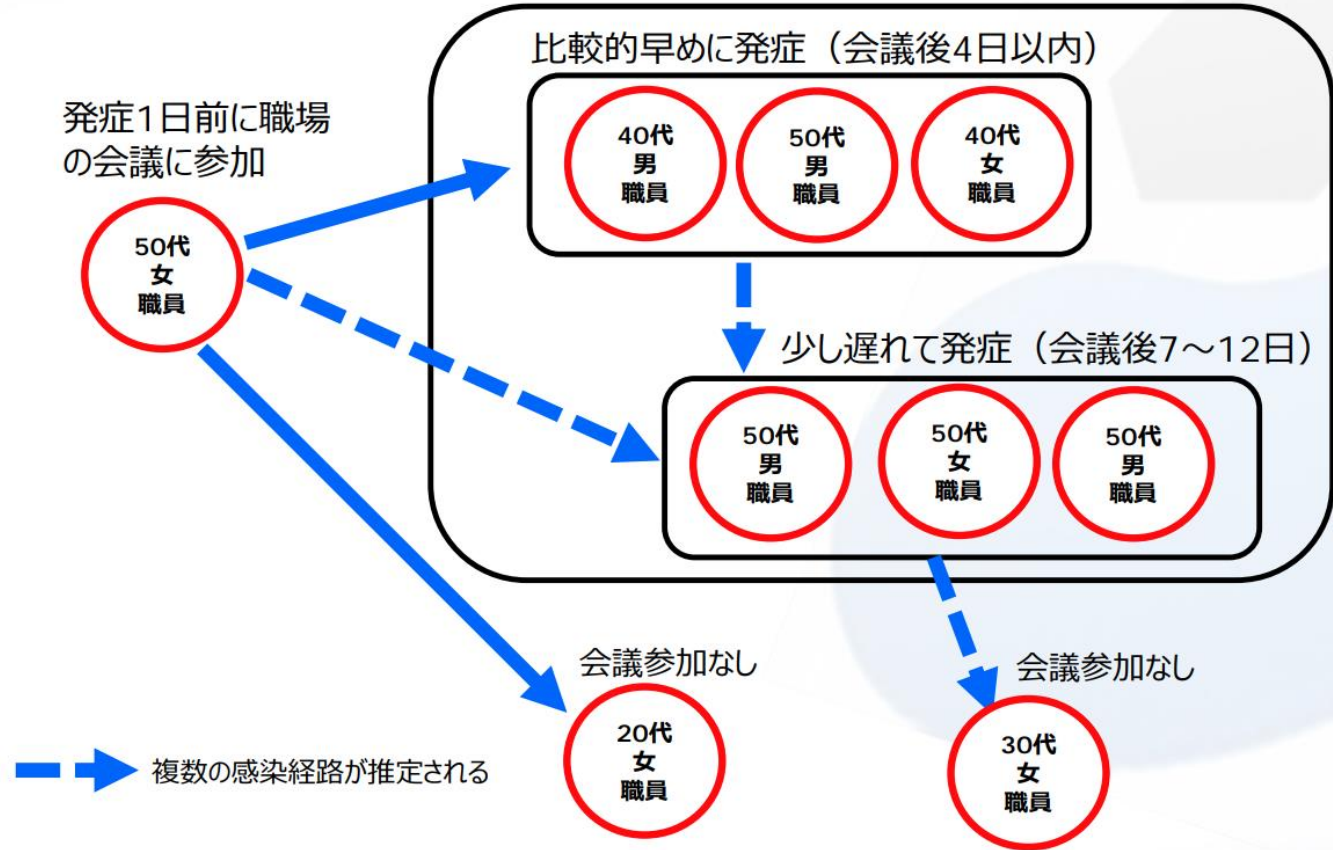
配布資料 2020年7月31日 より

# クラスター事例集

国立感染症研究所 感染症疫学センター  
国立感染症研究所 実地疫学専門家養成コース(FETP)

# 職場会議クラスター

年代  
性別  
職業



**分かったこと**

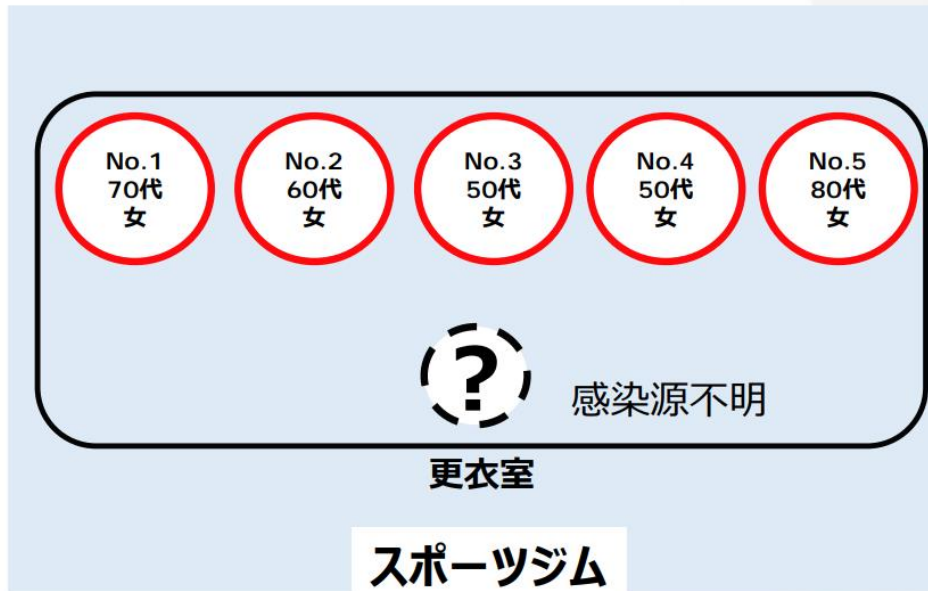
- ・職場の会議は、締め切った空間で一同に会してプレゼンや議論をし、3密（密閉、密集、密接）となることが多い

Web会議等が勧められるが、対面の会議を開催する場合は、

- ・換気の徹底
- ・十分に間隔をとる
- ・マスクを着用に十分留意してください

# スポーツジム関連クラスター

No.  
年代  
性別



**分かったこと**

- ・患者は全員女性
- ・患者で岩盤浴・スパ利用のみの会員がいた
- ・全員がジムを利用していた日の利用時間から更衣室が共通場所として浮かび上がった

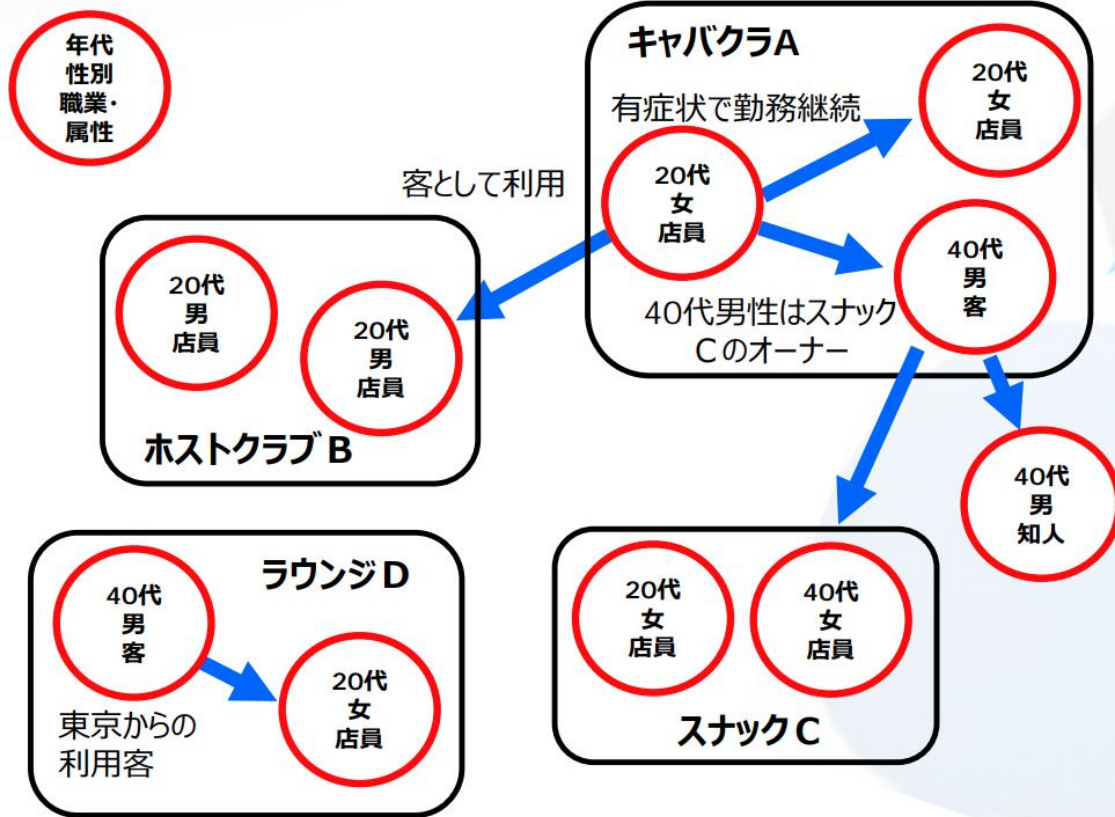


密になりやすい場所では

- ・換気の徹底
- ・マスクを着用
- ・長時間利用を回避してください



# 接待を伴う飲食店クラスター

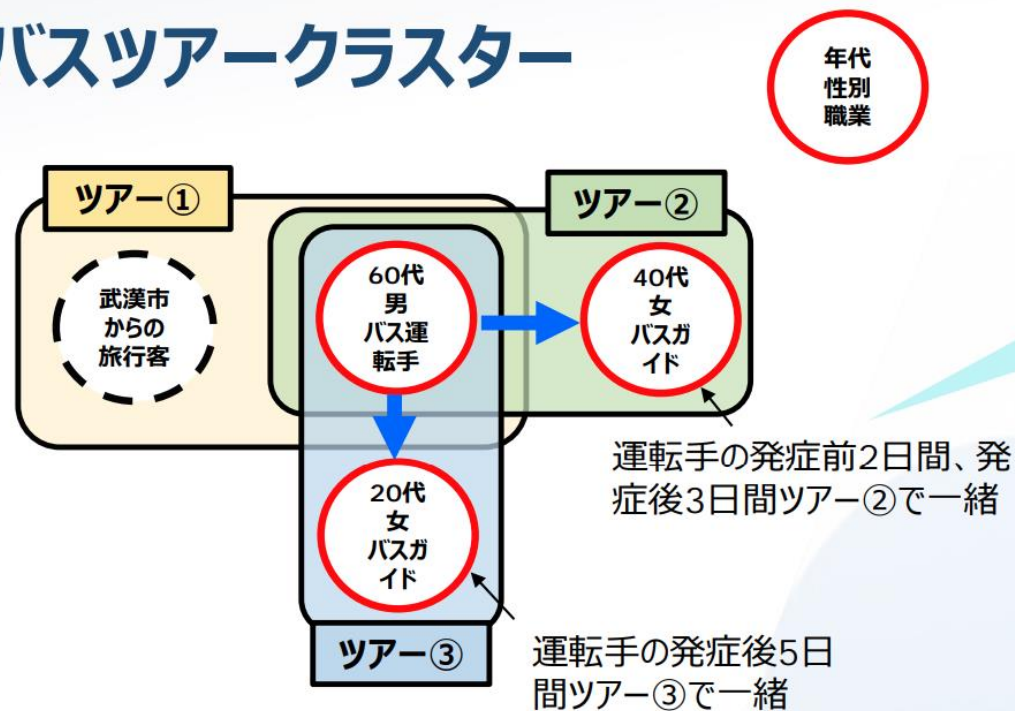


## 分かったこと

- ・ 流行地域から来た利用客から店員へ感染
- ・ 接客時に3密（密閉・密集・密接）となり、店員から利用客へ感染
- ・ 有症状の店員が勤務を継続して店舗利用者と店員に感染が拡大

- ・ 症状があるときは店舗の利用を控えて下さい
- ・ 店員は3密を極力減らす工夫や検温などの健康管理を行い、感染症の早期発見・早期対応を心掛けて下さい

# バスツアークラスター



## 分かったこと

・マスク未着用で、マスク着用の感染者と短時間の会話を数日行ったり、マスク着用の感染者の後ろに長時間座ることで感染した

長時間のバス搭乗など、他者と同一空間を共有する場合は、症状の有無に関わらずマスクの着用に努めてください

- ・ どのツアーにも上気道炎症状を有した客はいなかった
- ・ 運転手は、発症後は飲食時以外はマスク着用
- ・ 運転手とガイドの接触は、短時間の会話と運転手の1列後方にガイドが着席していたことのみ

文字の大きさ **標準** **大きく**

NIID 国立感染症研究所  
NATIONAL INSTITUTE OF INFECTIOUS DISEASES

検索...

ホーム 研究所の概要 所長挨拶 アクセス 関連リンク お問い合わせ メンテナンス 記事一覧

日本語 ENGLISH

お知らせ

- 採用情報
- 調達情報
- 情報公開
- 公開講座・研修
- その他

感染症情報

- 疾患名で探す
- 感染源や特徴で探す
- 予防接種情報
- 災害と感染症

研究・検査・病原体管理

- 研究情報
- 検定検査情報
- 病原体検査
- 抗生物質標準品の交付
- 感染症検体パネルの交付
- こちら研究部
- 画像・映像アーカイブ

**IASR** 病原微生物検出情報  
Infectious Agents Surveillance Report

**IASR** について  
全国の地方衛生研究所と検疫所から送られる病原体検出報告に基づき作成されるグラフ・集計表および速報記事と、定期刊行物である月報に掲載される特集・国内情報・外国情報記事を公表しています。



印刷

お知らせ

- [病原体検出情報速報グラフ・集計表の自動更新再開について \(2018年3月2日\)](#) **NEW**
- [速報グラフ・集計表のデータについて \(2015年6月11日\)](#)
- [病原体検出情報速報グラフ・集計表の更新停止について \(2015年6月11日\)](#)
- [IASRコンテンツリニューアルのお知らせ \(2014年6月\)](#)

**IASR 月報最新号**

- [インフルエンザウイルス分離検出状況](#)
- [ノロ/サポ/ロタ検出状況](#)
- [麻疹ウイルス分離検出状況](#)
- [風疹ウイルス分離検出状況](#)
- [ムンプス/HAV/EV-D68/パレコ/RSV](#)
- [EHEC/VTEC分離状況](#)

**IASR** IASR Vol. 41, No.7  
(No. 485) July 2020

PDFのダウンロード

**特集**  
[新型コロナウイルス感染症 2020年5月現在](#)  
**特集関連情報**

夏の疾患(ヘルパンギーナ/手足口病等)

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/iasr.html>



お知らせ

- ▶ 採用情報
- ▶ 調達情報
- ▶ 情報公開
- ▶ 公開講座・研修
- ▶ その他

感染症情報

- ▶ 疾患名で探す
  - 英字
  - A行
  - カ行
  - 帰熱
  - 疥癬

## 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2020年5月29日暫定版）



[新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2020年5月29日暫定版）](#)

[調査票（案）](#)（2020年4月20日更新）

[積極的疫学調査実施要領における濃厚接触者の定義変更等に関するQ&A](#) (2020年4月27日掲載)

【更新履歴】

2020年4月20日 [新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2020年4月20日暫定版）](#)  
 [調査票（案）](#)（2020年4月20日更新）

[新型コロナウイルス \(COVID-19\) 関連情報ページ](#)

【更新情報】

[札幌市における2020年4月以降の新型コロナウイルス感染症再流行の特徴](#)  
2020年07月31日

[札幌市内中核病院における医療従事者の新型コロナウイルス感染症事例の感染伝播について](#)  
2020年07月31日

[札幌市内の高齢者向け社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症事例の特徴](#)  
2020年07月31日

[大阪府内の某介護医療院におけるCOVID-19集団感染一院内での伝播、対策、その効果](#)  
2020年07月31日

# 保健師のための積極的疫学調査ガイド

## [新型コロナウイルス感染症]

患者クラスター（集団）の迅速な検出に向けて

### ガイドについて

このガイドは、新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査に携わる保健師、特に、業務応援等で急きょ人員配置された保健師をサポートするための資料です。

国立感染症研究所が公表している『新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領』に基づいて、積極的疫学調査におけるクラスター検出の意義、実施時のポイントを解説しています。積極的疫学調査実施要領とあわせてご活用ください。

■ 国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」 URL：<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html>

## クイックガイド

クラスター対策の位置づけを知りたい

p.2

積極的疫学調査の手順と概要を知りたい

p.4

確定例の聞き取りをする際のポイントや留意点を知りたい

p.7

濃厚接触者との対応について知りたい

p.12

## 目次

1.	積極的疫学調査におけるクラスター対策の位置づけ	02
2.	積極的疫学調査におけるクラスター対策のねらいと手順	04
3.	聞き取り調査のヒント集	07
4.	濃厚接触者との対応ポイント	12
5.	判断に迷ったとき・こんなときどうする？ Q&A 集	18
付録 1：	積極的疫学調査に携わる保健師の皆さまの心のケア	20
付録 2：	新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領	22

Ver 1.0 2020年4月20日

新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領の4月20日版に準拠

# 1.

## 発生届を確認します



- 患者間の接触・つながりが特定・推定されている事例かを確認します。  
\*医療機関、高齢者施設等の施設内感染は対応方法が異なります。  
自治体ルールに従い、対応を確認しましょう。
- 患者の年齢、性別、生活背景（職業、居住地域、行動範囲、生活様式等）から感染伝播リスクを評価、推定します。
- 発生届は確認できずに発生情報のみで聞き取りを開始する事例もあります。事前に収集すべき情報を整理しておきます。



## 2.

### 患者への 連絡方法を決定します



- 聞き取り方法（対面・電話等）を決定します。感染リスクを考慮し可能な限り電話での聞き取りにしましょう。対面の場合は接触・飛沫感染予防策をします（**check!** 積極的疫学調査実施要領参照）。
- 患者がどこにいるのか（自宅待機、入院、自宅以外等）確認します。
- 症状の程度（中等症・重症）により本人から聞き取りができない場合もあります。誰から（本人の行動を把握している人）聴取可能か確認します。



### 3.

患者（家族等）に聞き取りして、必要な調査票に記載します

**(check! 積極的疫学調査実施要領参照)**



完成させる書式（最初から 100% は目指さない、迅速性が大切）

**調査票 1：本人情報（基本情報・臨床情報）**

- 患者の状態に配慮しながら、必要な情報を絞って聞き取ります。

**調査票 2：発症 14 日前から診断されるまでの行動調査**

- 推定される感染源（誰か）、感染経路（どこで）、感染危険因子（3密）へのばく露の有無、クラスター探しをします。
- 14 日間は無理でも、感染可能性の高い「発症する 1 週間前」を丁寧に聞き取ります。

**調査票 3-1：発症後の行動調査（4 月 20 日版の実施要領では、発症の 2 日前からと変更）としています**

- 症状の推移、接触者の有無と接触の程度、濃厚接触者を特定（**調査票 3-2 にリストアップ**）します。

表中の**調査票 1、調査票 2、調査票 3-1、調査票 3-2**は、国立感染症研究所が公表している『新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領』（<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html>）で示されているものです。

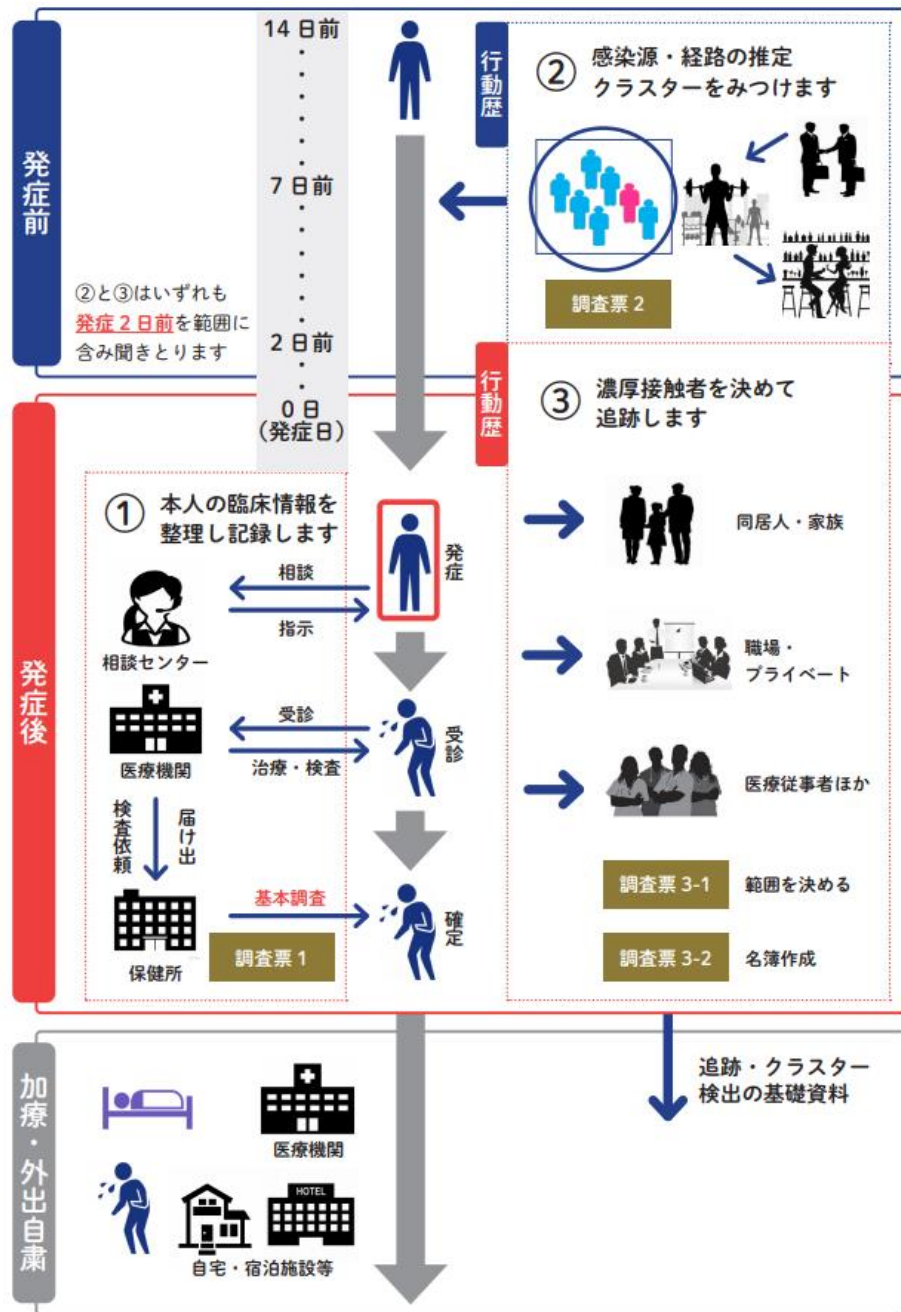
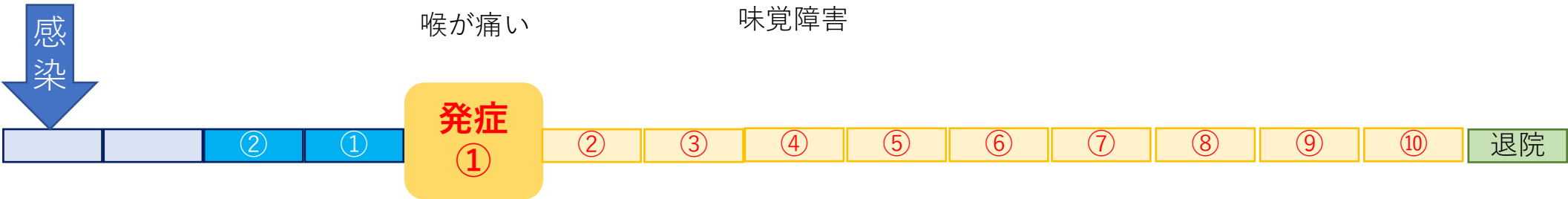


図1 積極的疫学調査のイメージと作成すべき調査票

保健師のための積極的疫学調査ガイド [新型コロナウイルス感染症]  
患者クラスター（集団）の迅速な検出に向けて



発熱  
喉が痛い

味覚障害

**発症**  
①

退院

電話相談  
受診・検査

検査結果で  
陽性→発症届

無症状・軽症の場合  
陰性確認の検査は不要  
職場復帰も可能

入院・ホテル療養調整

移送車の手配



接触者調査

コミュニケーションの例：港区が港区の企業等に向けて公開している資料

# 企業等に対する新型コロナウイルス 感染症のみなと保健所の調査

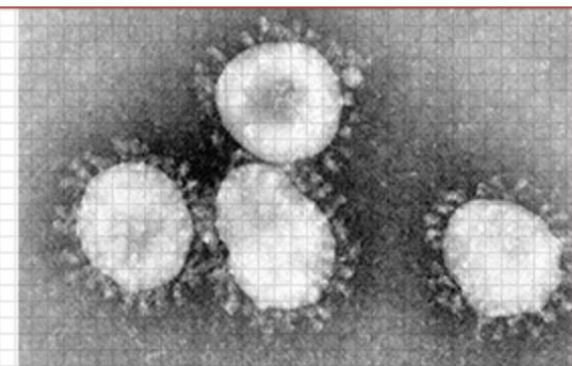
令和 2 年 2 月 2 6 日

みなと保健所保健予防課



日本公衆衛生学会  
Japanese Society of Public Health

## 新型コロナウイルス関連情報特設サイト



### お知らせ

▶ クラスタ対策研修会（2020年3月29日）

▶ 保健所からの対策事例報告（5/15更新）

▶ 新型コロナウイルス感染症に関する在日外国人への対応について（5/7更新）

▶ リンク（6/2追加 国立国際医療研究センター）

▶ Q&A

[トップページ](#) > [お知らせ](#)

## お知らせ

2020.07.13 [日本学術会議 提言「感染症の予防と制御を目指した常置組織の創設について」の公表について](#)

日本学術会議より、7月3日(金)に提言「感染症の予防と制御を目指した常置組織の創設について」が公表されましたのでお知らせいたします。

2020.05.15 [保健所からの事例報告](#)

港区みなと保健所より事例報告がありました。「都市部接客を伴う飲食店における新型コロナウイルス感染症確定例の濃厚接触者に対する健康観察結果について(速報)」

# 積極的疫学調査とは：感染症法第15条

積極的疫学調査とは、感染症法に基づき、保健所など行政が感染症の発生した周辺状況などの情報を収集し、発生した集団感染の全体像や感染経路及び感染源などを推定し、感染拡大の防止に役立てるものです。



# 企業等において患者が発生した際

みなと保健所が感染症法に基づく積極的疫学調査を実施します。  
患者の所在地が港区外の場合には、患者が所在する自治体の保健所から依頼を受け、調査を行います。

# 1 勤務先等に対しての積極的疫学調査の実施

(1) 飛沫感染対応：患者の勤務状況、最終出勤日、行動履歴の確認や勤務先等の見取り図などにより、フロアーの状況、座席の配置等を確認して濃厚接触者を決定。

(2) 接触感染対応：消毒についての指導：アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム等による不特定多数が触れる場所（ドアノブやスイッチ等）の消毒について指導。

●調査の前に準備をしていただくこと

- ・ 患者が在籍する部署のフロアーの見取り図（座席表を含む）
- ・ 保健所との連絡窓口担当者を決めておく



## 2 保健所から濃厚接触者に自宅待機を要請

- ① 濃厚接触者へ：最終接触日から2週間の自宅待機を要請
- ② 対象企業へ：濃厚接触者のリストの作成を依頼  
(氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号)
- ③ 濃厚接触者に対しての健康観察：毎日の検温を依頼し、勤務先で取りまとめの上、保健所に連絡をするように依頼する。また、発熱等体調不良の時には自宅住所を管轄する保健所が設置した「帰国者・接触者相談センター」に連絡するように伝える。
- ④ 濃厚接触者について自宅住所を管轄する保健所に対して、みなと保健所から情報提供を行うことを伝える。

# 留意事項

濃厚接触者以外の人についての行動制限は不要のため、保健所は、自宅待機などの要請はいたしません。ただし、企業が独自の判断の下に、濃厚接触者以外の人に在宅勤務を指示したり、観察期間を延ばしたりすることについては、妨げるものではありません。

※ 保健所は消毒場所や消毒剤等を指導します。消毒の実施は各企業でしていただきます。

※ 保健所から各企業に対して、情報を公表するように指示することはありません。独自判断で公表する場合は、個人情報の保護や人権上の配慮に十分ご留意ください。

## 【報道発表について】

- 必要性に基づいて行われる
- 自治体の発表から個人特定されないことが人が重要
- 報道に個人情報への配慮をよびかける

# 港区内の小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について

令和2年7月25日（土曜）、港区立小学校の児童1名が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

## 1 施設について

港区立小学校

## 2 これまでの経緯について

7月21日（火曜） 登校。下校後、発熱。 ※以降登校なし。

7月22日（水曜） PCR検査を受ける。

7月25日（土曜） PCR検査の結果「陽性」と判明。みなと保健所による積極的疫学調査を実施。

## 3 今後の対応について

7月26日（日曜）は施設内の消毒を実施します。

※みなと保健所による積極的疫学調査の結果、濃厚接触者に特定された児童・職員はいないことから、7月27日（月曜）は、通常の授業を行います。

## 4 小学校の対応等

- (1) 当該小学校の消毒を行います。
- (2) 在校児の保護者の方には、当該小学校を通じて別途連絡をしています。

## 5 人権尊重・個人情報保護について

患者・ご家族、児童・保護者の方等の人権尊重・個人情報保護に特段のご理解とご配慮をお願いします。

お知らせ

- ▶ 採用情報
- ▶ 調達情報
- ▶ 情報公開
- ▶ 公開講座・研修
- ▶ その他

感染症情報

- ▶ 疾患名で探す
- ▶ 感染源や特徴で探す
- ▶ 予防接種情報
- ▶ 災害と感染症

研究・検査・病原体管理

- ▶ 研究情報
- ▶ 検定検査情報
- ▶ 病原体検査
- ▶ 抗生物質標準品の交付
- ▶ 感染症検体パネルの交付
- ▶ こちら研究部
- ▶ 画像・映像アーカイブ



PUBLISHED: 2020年3月01日

市民の皆様へ

## 新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査に関する報道の事実誤認について

2020年3月1日  
国立感染症研究所  
所長 脇田 隆宇

今般、北海道における新型コロナウイルス感染症に関する一部の報道において、国立感染症研究所（以下、本所）職員の発言趣旨に関して事実と異なる報道がございましたので、ここでご説明いたします。

### 1. 前提：積極的疫学調査について

感染症が流行した際には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第15条に基づき、「積極的疫学調査」が実施されます。

「積極的疫学調査とは、感染症などの色々な病気について、発生した集団感染の全体像や病気の特徴などを調べることで、今後の感染拡大防止対策に用いることを目的として行われる調査」です（厚生労働省ホームページより）。

積極的疫学調査は、都道府県・政令市・特別区の業務であるとともに、感染症の発生予防・まん延防止のために緊急の必要がある場合には、国が都道府県等の行う疫学調査について必要な指示を行うとともに、国自らも積極的疫学調査を行うことと定められています。また、地方公共団体等の調査体制を強化し、連携するため、都道府県等は、調査のため他の都道府県等に対して職員の派遣等の協力を求めることができることとなっています。

今般の新型コロナウイルス感染症においても、感染の急速な拡大を防止するために、本所をはじめ、公的な機関の職員らが連携して、全国各地で実施されています。

### その他のお知らせ【更新情報】

[新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）PCR検査法の開発と支援の状況について](#)

[新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査に関する報道の事実誤認について](#)

[当研究所に類似した機関による新型コロナウイルス感染症の注意喚起を装うメール攻撃にご注意ください](#)

[台風19号の影響による村山庁舎の状況について（第三報）](#)

[台風19号の影響による村山庁舎の状況について（第二報）](#)